

1 計画策定の趣旨	
(1) 計画策定の背景	社会環境が急速に変化するとともに、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発する中、県民一人ひとりが犯罪の被害にあわないまちづくりを進めていくことが必要。また、地域社会に関わる方々が連携し、暴力の減少や官民のパートナーシップの醸成に取り組むことは、持続可能な開発目標（SDGs）の推進に寄与。
(2) 安全・安心まちづくりに向けての取組	現行計画（平成29年4月～）の成果や課題、東日本大震災からの復興に伴う環境の変化等を踏まえ、取組をより一層推進していくために計画の見直しを行うもの。
(3) 安全・安心まちづくりとは	行政、県民、事業者など多様な主体が参画し、連携・協働して、それぞれの役割を果たしながら、犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりに取り組んでいくもの。
(4) 計画の位置づけ	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第7条に基づき、安全・安心まちづくりに関する基本的方向等を定める計画。
(5) 県民意見の反映	県民から意見を募集するとともに、安全・安心まちづくり委員会からの答申を踏まえ、計画を策定。
(6) 計画の期間	令和3年度から令和7年度までの5年間

2 宮城県の現状と課題	
(1) 県民生活における現状と課題	
イ 犯罪の現状	
① 県内の刑法犯認知件数は、平成13年をピークに、年々、減少している。 平成13年：約49,900件 令和元年：約12,900件	
② 特殊詐欺の被害は、平成27年をピークに減少傾向にあるものの、令和元年においても、いまだ件数、金額ともに看過できない水準にある。	
③ 子どもや女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある前兆事案も依然として発生している。	
④ インターネット等のネットワークを利用した犯罪が増加傾向である。	
ロ 子どもを取り巻く現状	
① 子どもに対する不審な声かけ、つきまとい等の重大事件に発展するおそれのある前兆事案は依然として発生している。	
② スマートフォン等の普及により、子どもが有害な情報や危険な情報にアクセスすることが容易になっている。	
③ 社会の情勢が大きく変化していく中で、児童虐待等が発生するなど、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化している。	
(2) 地域社会の現状と課題	
① 平成23年に東日本大震災が発生したが、今後も起こりうる様々な災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態においても、住民一人ひとりが安全で安心して暮らせるための取組が必要。	
② 県民一人ひとりが子どもを見守り、地域ぐるみで育んでいくことが大切である。防犯ボランティアを中心とした活動の効率化・活性化はもとより、個人の負担が少ない形で、新たな主体が見守りに関わることを促し、見守りの担い手の裾野を拡げていくことが必要。	
③ 在留外国人が増加しているほか、外国人観光客の数も増加していくことが予想されるため、多様な文化的背景を有する外国人が安心して過ごせる環境を整備していくことが必要。	

3 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進	
(1) 目標	
県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、全ての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。	
(2) 基本方針	
イ 支え合い	
県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、お互いが支え合う地域社会を実現します。	
ロ 見守り	
子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら見守り、犯罪被害から守っていきます。	
ハ 環境整備	
基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。	
(3) 方向性	
方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成	
方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進	
方向性3 防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進	
方向性4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応	
方向性5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備	
方向性6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり	
(4) 推進体制の整備	
イ 県の体制整備	
ロ 県民・事業者・ボランティア団体・NPO法人など多様な主体との連携	
ハ 市町村や国、他の都道府県との連携	
(5) 進行管理	
毎年度、安全・安心まちづくりに関して講じた施策の内容を、安全・安心まちづくり委員会において報告、意見を聴取し、次年度の施策に反映していきます。	

4 推進項目と具体的推進方策		
各方向性に沿って、今後取り組んでいくべき推進項目と具体的推進方策		
推進項目		具体的推進方策数
方向性1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成		
(1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成		2
(2) 安全・安心まちづくり活動の推進 ながら見守り 防犯 CSR 活動		2
(3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進と連携・協働		4
方向性2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進		
(4) 子どもの安全対策の推進 ながら見守り 防犯 CSR 活動		5
(5) 子どもに関する安全教育の推進と相談窓口の充実		5
方向性3 防犯上の配慮を要する者の安全対策の推進		
(6) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進		4
(7) 高齢者、障害者、外国人等の安全対策の推進		3
方向性4 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応		
(8) オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法による被害の防止 金融機関・コンビニエンスストア等の水際対策		2
(9) インターネット犯罪被害の防止と情報モラルの推進		5
(10) 大麻をはじめとする薬物乱用の防止		2
方向性5 犯罪の防止に配慮した安全な環境整備		
犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針		
(11) 犯罪の防止に配慮した安全な学校・通学路づくり		2
(12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及		2
(13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及		2
(14) 犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及		3
(15) 防犯カメラの適切かつ効果的な設置・運用の推進		1
方向性6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり		
(16) 犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくりのための環境整備の推進		2
(17) 観光旅行者等の来県者が犯罪の被害にあわないための対策の推進		1
(18) 大規模災害時等における安全対策の推進		4